

一般社団法人日本病院薬剤師会 学術小委員会運営細則

(目的)

第 1 条 本細則は一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）の学術小委員会（以下、小委員会といふ）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(小委員会の責務)

第 2 条 小委員会は薬剤業務の科学的基盤の構築を通じて、病院・診療所に勤務する薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、国民の厚生福祉の増進に寄与することを目的に必要な調査研究活動を行い、その活動成果を日病薬会員及び広く一般に公表しなければならない。

(小委員会の編成、構成)

第 3 条 小委員会の編成は、学術委員会及び理事会の決議を経て会長が行う。

2 小委員会の委員は日病薬正会員とする。ただし、必要に応じて、特別会員及び会員以外から特別委員を委嘱することができる。

3 小委員会は委員長、委員、特別委員を含め 7 名以内とする。

4 2 項で定める人数を超えて構成する場合は、書面により会長の承認を得なければならない。

第 4 条 開催手続、開催場所、開催時間、休日等の開催、議事録等は、日病薬部会・委員会規程による。旅費は、日病薬旅費規程による。

(活動期間)

第 5 条 小委員会の活動期間は年単位（7月 1 日から 6 月 30 日まで）とし、期間毎に一定の成果が得られるように活動しなければならない。

2 同一小委員会の活動年限は 3 年を上限とする。

第 6 条 小委員会は期間毎に活動申請書（所定の様式に限る）を提出し、学術委員会及び理事会の承認を得なければならない。

(利益相反)

第 7 条 小委員会は前条の活動申請において活動内容に関する委員の利益相反状態について申告しなければならない。

(調査活動)

第 8 条 施設訪問、アンケート等の調査活動は、開始前に調査の概要及び対象施設、調査にかかる様式等を明記し、書面にて学術委員長及び会長の承認を得て実施しなければならない。

2 調査の実施に際して倫理審査が必要な場合は、日病薬臨床研究倫理審査委員会に倫理審査を申請し、承認を得なければならない。

(活動報告)

第 9 条 小委員会は期間毎に活動報告を作成し、次の方法で日病薬会員及び一般に公表しなければならない。

(1) 病院薬局協議会／学術フォーラムでの発表

(2) 日本病院薬剤師会雑誌への掲載

(3) その他、会長及び学術委員長の指示に基づき、日病薬ホームページへの情報提供、日病薬が主催する会議（シンポジウム等）での発表及び討論

2 小委員会は活動終了後の病院薬局協議会／学術フォーラムにて最終活動報告を発表しなけ

ればならない。

- 3 活動報告及び最終活動報告は事前に原稿を学術委員会に提出し、承認を得なければならない。
- 4 小委員会の活動で得られた成果を学術論文として投稿する場合、報告の対象期間における活動報告または最終活動報告は、活動内容のうち論文投稿に係る部分を概要として報告することができる。ただし、小委員会の活動期間終了後、原則として1年以内に学術論文の掲載が決定しない場合は、改めて最終活動報告を提出しなければならない。

(成果)

第10条 小委員会が前条による公表に加えて他の方法で成果を公表する場合は次の通りとする。

- (1) 学術論文及び学会発表として公表する場合は、事前に別に定める学術小委員会成果発表申請書と原稿を学術委員会に提出し、学術委員会の承認を得なければならない。この場合の著者、発表者の所属は原則として小委員会とする。
- (2) 書籍、ガイドラインで公表する場合は、日病薬部会・委員会規程による。
- (3) その他の媒体を通じて公表する場合も、事前に学術委員会、必要に応じて会長の承認を得なければならない（ただし、学術論文や書籍等に公表した内容を引用した発表を行う場合を除く）。

第11条 第9条、第10条による公表においては、日本病院薬剤師会学術小委員会活動として行ったことを明示しなければならない。

(活動費用)

第12条 小委員会の期間毎の活動費用は次のものとする

- (1) 委員会の開催にかかる経費
(ただし、3回を上限とし、旅費の支給は1回までとする)
- (2) 施設訪問、アンケート調査活動の費用日病薬臨床研究倫理審査委員会による倫理審査費用以外で10万円を超える場合は、調査活動の内容を含め会長の承認を得なければならない
- (3) 活動成果の論文発表にかかる経費
 - 1) 日病薬誌に投稿する場合の投稿料、掲載料、特別掲載料、別刷料
 - 2) 日病薬誌以外の学術雑誌へ投稿し、掲載された場合の掲載料（上限3万円）

- 2 期間毎の活動費用は第6条による活動申請時に費用及び活動の詳細を示して、理事会の承認を得なければならない。
- 3 2項で承認を得た内容に変更が生じた場合は、学術委員長及び会長の承認を得なければならない。

第13条 この細則の改廃は理事会で行う。

附則 本細則は、平成24年12月15日より実施する。

本細則の制定により、学術小委員会の申し合わせ（平成21年12月14日）は廃止する。

制 定 平成24年12月15日
一部改正 平成27年6月12日

一部改正 平成27年12月12日

一部改正 令和2年10月3日

一部改正 令和3年5月29日